

# 家財個別賠償を見据えた廃棄家財の 写真撮影等のお願いについて

すでに家財定型賠償のご案内の中で、修理不能等により家財を廃棄する際の取扱いについてお知らせしておりますが、やむを得ない事情により、家財個別賠償のご案内前に家財を撤去・処分せざるを得ない場合の取扱いについてご案内をさせていただきますので、下記の内容にもとづいて、廃棄家財にかかる証憑類の持ち出しと保管をお願いいたします。

## 〈家財の定型賠償と個別賠償について〉

個人さまが所有する家財の賠償につきましては、平成 25 年 3 月より、定型による家財賠償(以下「定型賠償」といいます)の受付を開始しております。

一般家財につきましては、平成 23 年 3 月 11 日時点における世帯人数・家族構成に応じた定額を、高価な家財につきましては、一般家財の世帯人数・家族構成に応じた定額とは別に 1 世帯あたり 20 万円の定額を賠償しております。

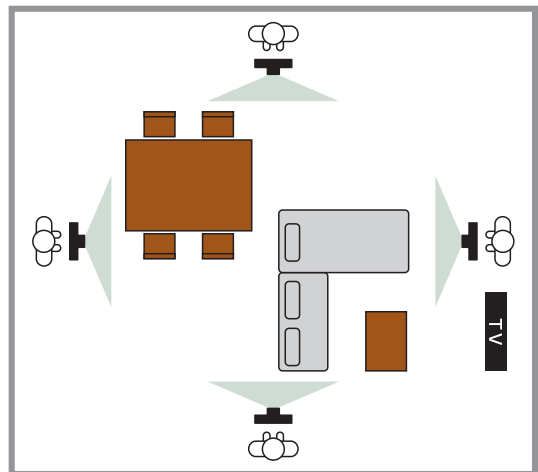
一般家財および高価な家財に生じた現実の損害を積み上げた合計金額が、それぞれ定型賠償金額を超える場合には、その超過分を今後ご案内予定の家財個別賠償にて別途賠償させていただきます。

## 持ち出しと保管をお願いする証憑類

### ●一般家財・高価な家財について共通してお願いしたい事項

- ・ 毀損した家財の存在を確認させていただきます。

部屋内部のすべての壁を背にして毀損した家財を入れて写真を撮影していただきますようお願いいたします(四角い部屋であれば、その部屋の写真は合計 4 枚となります)。



- ・ 家財の毀損に係る家屋の損壊状況(雨漏り、家畜の侵入状況等)を確認させていただきます。  
家屋の損壊箇所の写真を撮影していただきますようお願いいたします。
- ・ 家財の賠償請求にともなって発生した諸費用を確認させていただきます。  
写真撮影にかかった費用(現像代等)を確認できる書類の保管(領収証等)をお願いいたします。

裏面もご確認ください

## 持ち出しと保管をお願いする証憑類

- 高額な家財(一品あたりの購入価格が30万円以上の家財)についてお願いしたい事項
  - ・高額な家財の存在につきましては、一品単位で確認させていただきます。  
一品単位での写真を撮影していただきますようお願いいたします。
  - ・毀損状況を確認させていただきます。  
外見から毀損の状況がわかる場合には、その毀損状況を撮影していただきますようお願いいたします。なお、修理不能証明を発行いただいている場合は、保管をお願いいたします。
  - ・購入金額を確認させていただきます。  
説明書、領収書、レシート、パンフレットなど過去の購入金額、購入時期が確認できる書類の持ち出しと保管をお願いいたします。  
また、刻印やシール等で型番・型式を確認できるものにつきましては、その部分の写真も撮影していただきますようお願いいたします。
- ペットについてお願いしたい事項
  - ・ペットの存在を確認させていただきます。  
犬・猫であれば、犬小屋や猫用トイレなど、ペットを飼っていたことがわかる写真を撮影いただきますようお願いいたします。また、当該ペットが写っている過去の写真をお持ちでしたら、あわせて持ち出しと保管をお願いいたします。

※ご不明な点等がございましたら、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

[ お問い合わせ先 ]

東京電力株式会社 福島原子力補償相談室  
財物(土地・建物・家財)ご相談専用ダイヤル

電話 : **0120-926-596** 受付時間 / 9:00 ~ 21:00

※ 財物(土地・建物・家財)以外のお問い合わせにつきましては、誠にお手数をお掛けしますが福島原子力補償相談室(0120-926-404)までご連絡ください